

令和7年度 賃金引上げ支援施策パッケージ

支援メニュー

- ① 賃金引上げの支援策の概要
- ② 令和7年度「業務改善助成金」のご案内
- ③ 業務改善助成金の一部変更
- ④ 熊本県内事業場の業務改善助成金の活用事例
- ⑤ キャリアアップ助成金のご案内と活用事例
- ⑥ 人材開発支援助成金のご案内と活用事例



【参考】

- ・賃金引上げに向けた中小企業等支援策一覧
- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ・賃上げ促進税制を強化！
- ・賃金引上げ特設ページ
- ・熊本県の支援策
- ・相談窓口



（熊本働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点）

熊本労働局賃上げ施策
はこちら



厚生労働省 熊本労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.10.31)

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

助成上限額		
コース区分	基本 部分	賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円	6～ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円	

活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。



職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い待遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ・ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- ・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・**雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・**中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package_00007.html



(R 7. 9)

令和7年度「業務改善助成金」のご案内

熊本労働局版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資等（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



助成上限額

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 () 内事業場規模30人未満	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	以下の3つの要件を満たす事業場 ・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金が952円～1,034円未満であること (令和7年9月5日から拡充) ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	事業場内の最低賃金が1,000円未満 4/5
		2～3人	50万円(90万円)		
		4～6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		※10人以上	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)	1,000円以上 3/4	※10人以上の助成上限額区分は「特例事業者」のみが対象となります。 「特例事業者」 ①事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者 又は ②原材料費の高騰などの影響を受けている事業者 (物価高騰等要件)
		2～3人	70万円(110万円)		
		4～6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		※10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)	「特例事業者」 ①事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者 又は ②原材料費の高騰などの影響を受けている事業者 (物価高騰等要件)	「特例事業者」 ①事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者 又は ②原材料費の高騰などの影響を受けている事業者 (物価高騰等要件)
		2～3人	90万円(160万円)		
		4～6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		※10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		※10人以上	600万円		

PC、スマホ、タブレットの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども「物価高騰等要件」に該当した場合は対象になります。

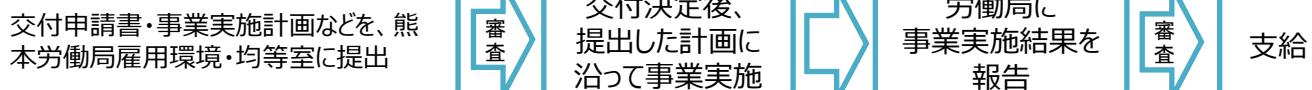
「物価高騰等要件」：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

◆ 熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されます。詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

○ 申請の流れや注意事項については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ



ご留意頂きたい事項

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

お問い合わせ先

◆ 業務改善助成金センター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9:00～17:00）

◆ 熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階

電話番号：0120-041-124（受付時間 平日9:00～17:00）

社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

賃金引き上げ後の申請について（令和7年9月5日～）

- ◆ 賃金引き上げ後の申請を行う場合は、申請時に①引き上げ前の6か月分の賃金台帳、②引き上げを行った月の賃金台帳、③事業場内最低賃金を定めた「就業規則（意見書を含む）」の提出が必要です。
- ◆ 申請時に引き上げ後の賃金の支払いが確認出来ない場合は拡充の対象外となり、受付できません。
- ◆ 申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。



【申請先】熊本労働局雇用環境・均等室

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 電話096-312-3556

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さんに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

✗ (A社) 事業場内最低賃金 (X + 55円)

X + 50円

○ (B社) 事業場内最低賃金 (X + 30円)

X 円

改定前の地域別最低賃金

対象範囲
(50円)

事業場内最低賃金がX + 50円までの事業所が対象となります。

(※) X 円～X + 50円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

〈例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X + 63円（引上額63円）の場合〉

X + 63円

○ (A社) 事業場内最低賃金
(X + 55円)

X + 50円

○ (B社) 事業場内最低賃金
(X + 30円)

X 円

改定後の地域別最低賃金

対象範囲の拡充

事業場内最低賃金がX + 51円～X + 62円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

(※) X + 51円～X + 62円の事業者も申請対象となる

②賃金引上げ後の申請

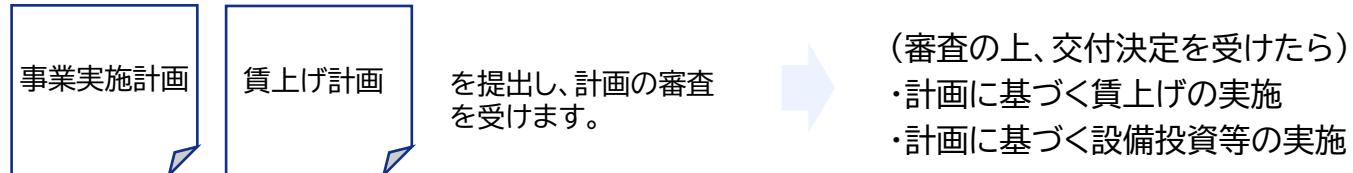
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



拡充

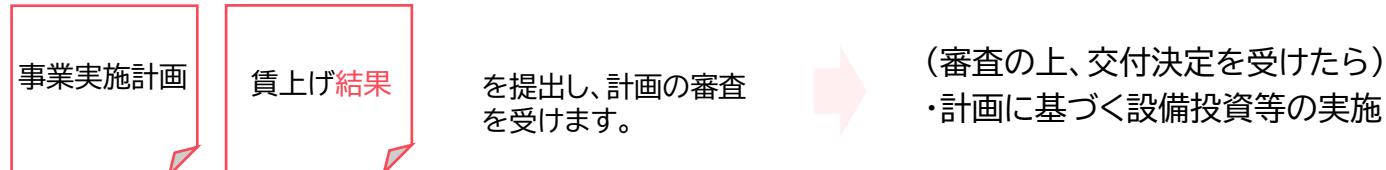
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで（※）に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

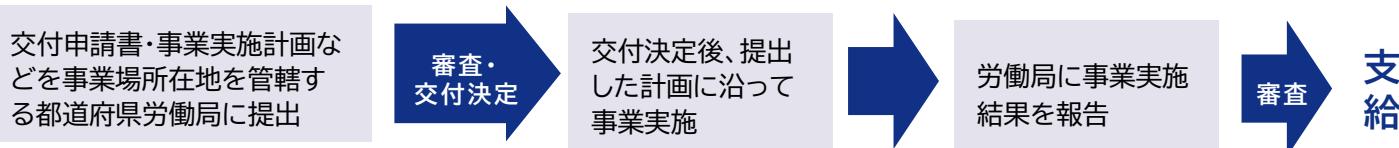
※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意下さい。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



助成金支給までの流れ



注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、

業務改善助成金センターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

中小企業、小規模事業者等の皆さんへ

熊本県内事業場の業務改善助成金の活用事例

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業・小規模事業者等に対し、その費用の一部を助成する制度です。

交付決定事業場 297件 《令和6年度実績》

【建設業】

鉄筋結束機の導入

現場作業での鉄筋組立作業において、労働時間、人件費のロスが生じていた。手作業により腰痛も発生していた。



鉄筋結束機導入後は、鉄筋結束機1台あたり1時間につき約15分作業時間が短縮され、労働生産性の向上につながった。

- ・事業場労働者数 **6名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**
- ・設備投資等 **90万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **81万円※**

【飲食業】

自動釣銭機の導入

レジの締め作業を毎日、手作業で現金を集計しており、締め作業に30分～45分程度要していた。



自動釣銭機の導入後は、会計ミスに起因する過不足発生がなくなり、レジの締め作業を30分短縮できた。

- ・事業場労働者数 **30名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**
- ・設備投資等 **86万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **69万円**

【食品製造業】

フードプリンター等の導入

クッキーの表面に企業ロゴやメッセージ、イラスト等を描く注文が入った際にすべて手作業で行っていたため、1枚あたり5分程度の時間を要していた。



フードプリンターの導入後は1分間で12枚作成できるようになり、作業時間を大幅に短縮することができた。

- ・事業場労働者数 **18名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円↑**
- ・設備投資等 **674万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **600万円※**

【清掃業】

基幹業務システムの導入

現場での清掃作業を終えた後、事務所に戻って業務記録を作成していたため、移動時間平均30分、業務記録作成平均15分の時間を要していた。



基幹業務システムの導入後は、清掃現場から直接業務記録の入力が可能となり、1日約45分程度業務効率化を図ることができた。

- ・事業場労働者数 **82名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円↑**
- ・設備投資等 **80万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **64万円**

【美容業】

シャンプーボウル格納式カット椅子の導入

ヘアカットをする椅子とシャンプー等を行う椅子が別々となっていたため、特に高齢者の方が顧客の場合、移動に時間がかかり作業能率が落ちていた。



ヘアカットをする椅子とシャンプー等を行う椅子が同一のため、顧客の移動時間を省くことができ、所要時間を10分短縮することができた。

・事業場労働者数 **1名**

・事業場内最低賃金
の賃上げ額 **90円↑**

・設備投資等 **215万円**
の額

・業務改善助成金
の支給額 **170万円**

【社会福祉・介護業】

介護リフトの導入

入居者をベッドから車椅子に移乗させる際、介護者2名で対応を行う必要があり、移乗に10分を要していた。



介護リフト導入後は、移乗作業を介護者1名で対応することが可能となり、移乗時間を5分に短縮することができた。

・事業場労働者数 **22名**

・事業場内最低賃金
の賃上げ額 **60円↑**

・設備投資等 **220万円**
の額

・業務改善助成金
の支給額 **181万円**

【観光業】

顧客管理システム等の導入

旅館の顧客管理をする際、紙の台帳で顧客情報を記録していたため、検索や集計作業に時間がかかり、作業能率が落ちていた。



顧客管理システムの導入後は、顧客情報をシステムで確実に記録できるようになり、検索・集計作業の時間を大幅に短縮することができた。

・事業場労働者数 **24名**

・事業場内最低賃金
の賃上げ額 **90円↑**

・設備投資等 **750万円**
の額

・業務改善助成金
の支給額 **600万円**

各事業場における申請案件のうち、代表的な設備投資等のみを記載しています。

なお、右記記載の金額については、記載した事例だけではなく、申請案件中の全ての設備投資等を反映した額となります。

※上記事例は令和6年度の実績であり、令和7年度の助成率とは異なります。

申請方法など詳細については、以下の機関にてご相談ください。

【問合先】業務改善助成金センター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9:00～17:00）

【申請先】熊本労働局雇用環境・均等室

電話番号：096-312-3556



キャリアアップ助成金のご案内

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

正社員化支援	コース名／コース内容
	正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ▶ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）	
有期 → 正規：	【重点支援対象者※】 80万円 (60万円)
無期 → 正規：	【左記以外】 40万円 (30万円) 20万円 (15万円)
※ a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ▶ 新規卒業者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ▶ 有期雇用期間が通常5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用	
上限人数：20人	
①有期 → 正規： 90万円 (67.5万円) ②有期 → 無期： 45万円 (33万円) ③無期 → 正規： 45万円 (33万円)	

加算措置等／加算額	
正社員化コース	
■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換	<u>1事業所当たり</u> 20万円 (15万円)
■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換	<u>1事業所当たり</u> 40万円 (30万円)



キャリアアップ助成金
パンフレット
(障害者正社員化コース以外)

待遇改善支援	賃金規定等改定コース
	有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

① 3%以上 4%未満	4万円 (2.6万円)
② 4%以上 5%未満	5万円 (3.3万円)
③ 5%以上 6%未満	6.5万円 (4.3万円)
④ 6%以上	7万円 (4.6万円)
上限人数：100人	

賃金規定等改定コース	
■「職務評価」の活用により実施	<u>1事業所当たり</u> 20万円 (15万円)
■昇給制度を新たに設けた場合	<u>1事業所当たり</u> 20万円 (15万円)



障害者正社員化コース
パンフレット

年収の登・支援強化パッケージ	賞与・退職金制度導入コース
	有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

1事業所当たり	60万円 (45万円)
1事業所当たり	1回のみ

賞与・退職金制度導入コース	
■両方を同時に導入した場合	<u>1事業所当たり</u> 16.8万円 (12.6万円)



賞与・退職金制度導入コース
パンフレット

短時間労働者労働時間延長支援コース
短時間労働者を新たに社会保険に適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加（令和7年7月開始）
社会保険適用時待遇改善コース

小規模企業50万円、中小企業40万円、大企業30万円
※以下の週所定労働時間の延長、賃金の増額の要件等を満たした場合に支給5時間以上、4時間以上5時間未満かつ5%以上、3時間以上4時間未満かつ10%以上、2時間以上3時間未満かつ15%以上
令和8年3月31日までのコース (詳しくは助成金センターへお問い合わせください。)

※()は、大企業の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



キャリアアップ助成金 熊本県内の活用事例について

キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善（賃金引き上げ、社会保険加入等）の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲や能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

【令和6年度熊本労働局の実績】（3月末時点）

- ・正社員化コース
支給決定件数 485件 支給決定人数 739人
- ・社会保険適用時待遇改善コース
計画届受理件数 277件 計画対象人数 1044人

正社員化コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（介護事業）

従業員数：60名

職種：児童指導員等



有期雇用労働者 3名を
正社員化

支給総額 **120万円**

助成金を活用するに至った背景

他職種からの転職者が多いが、離職者も多く、職場定着率の低さに悩んでいたため、まず有期契約の非正規社員として雇用し、会社や仕事をことを分かってもらう期間を設けることにしている。その後、面談を行い本人から正社員として働きたいとの希望があった場合に、正社員化を検討している。

正社員化に当たって助成金の活用が可能と知り、活用に至った。

本助成金を活用した事業主の声

正社員化に関する面談を行うことで、本人から不安に感じていることを聞くことができ、コミュニケーションの一環となった。正社員化に伴い、昇給の見直しを行っており、労働者本人の励みになっている。実際に職場定着にもつながった。

会社概要

中小企業（小売業）

従業員数：70名



事業内容：物産館、飲食店

3名分 支給総額 **90万円**

労働時間延長メニューを活用

新たに社会保険の被保険者となった際に、週の所定労働時間を4時間以上延長する取組を行った

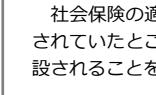
例：週平均実労働時間 23時間

→週所定労働時間 30時間 ※

※延長前の週平均実労働時間と
延長後の週所定労働時間を比較する

社会保険適用時待遇改善コース：活用事例 1

会社概要



助成金を活用するに至った背景

社会保険の適用拡大に伴い、令和6年10月に特定適用事業所になることが予見されていたところ、キャリアアップ助成金の社会保険適用時待遇改善コースが新設されることを知り、活用に至った。

本コースを活用するまでの経過

パート・アルバイトで社会保険に加入していない従業員約10名を対象に、社会保険適用拡大の説明を行い、今後どのような働き方をしたいかについてのヒアリングを行った。その結果、社会保険に加入したい人、扶養内で働きたい人に分かれたため、加入したい労働者に対し労働時間を延長した。

本助成金を活用した事業主の声

新規で雇用すると人材育成に時間がかかるという面があるが、既にいる従業員の労働時間の延長を行ったことで、生産性が上がった。また、時間を延長し、社会保険に加入した社員のモチベーションが上がった。

正社員化コース：活用事例 2

会社概要

中小企業（不動産業）

従業員数：40名

職種：営業職



有期雇用労働者
(重点支援対象者)

2名を正社員化

支給総額 **160万円**

助成金を活用するに至った背景

パート等の非正規労働者が、働いている中で正社員転換を希望する事例が多かったことから助成金を活用するに至った。

本助成金を活用した事業主の声

正社員転換した従業員の業務に対する意識が変わり、業務への積極性や質の向上につながった。助成金の要件である賃上げにより、本人の待遇を改善させることができた。また、助成金の受給により賞与を増額し、社員へ還元することができた。

会社概要



中小企業（卸売業）

従業員数：100名

事業内容：野菜の生産・販売

2名分 支給総額 **60万円**

労働時間延長メニューを活用

例：週平均実労働時間 21時間

→週所定労働時間 35時間 ※

社会保険適用時待遇改善コース：活用事例 2

会社概要

社会保険の適用拡大に伴い、令和6年10月に特定適用事業所になることが予見されたため、事前に従業員の社会保険加入に関する意思確認を行ったところ労働時間延長を希望する労働者がいたことから助成金の活用に至った。

本コースを活用するまでの経過

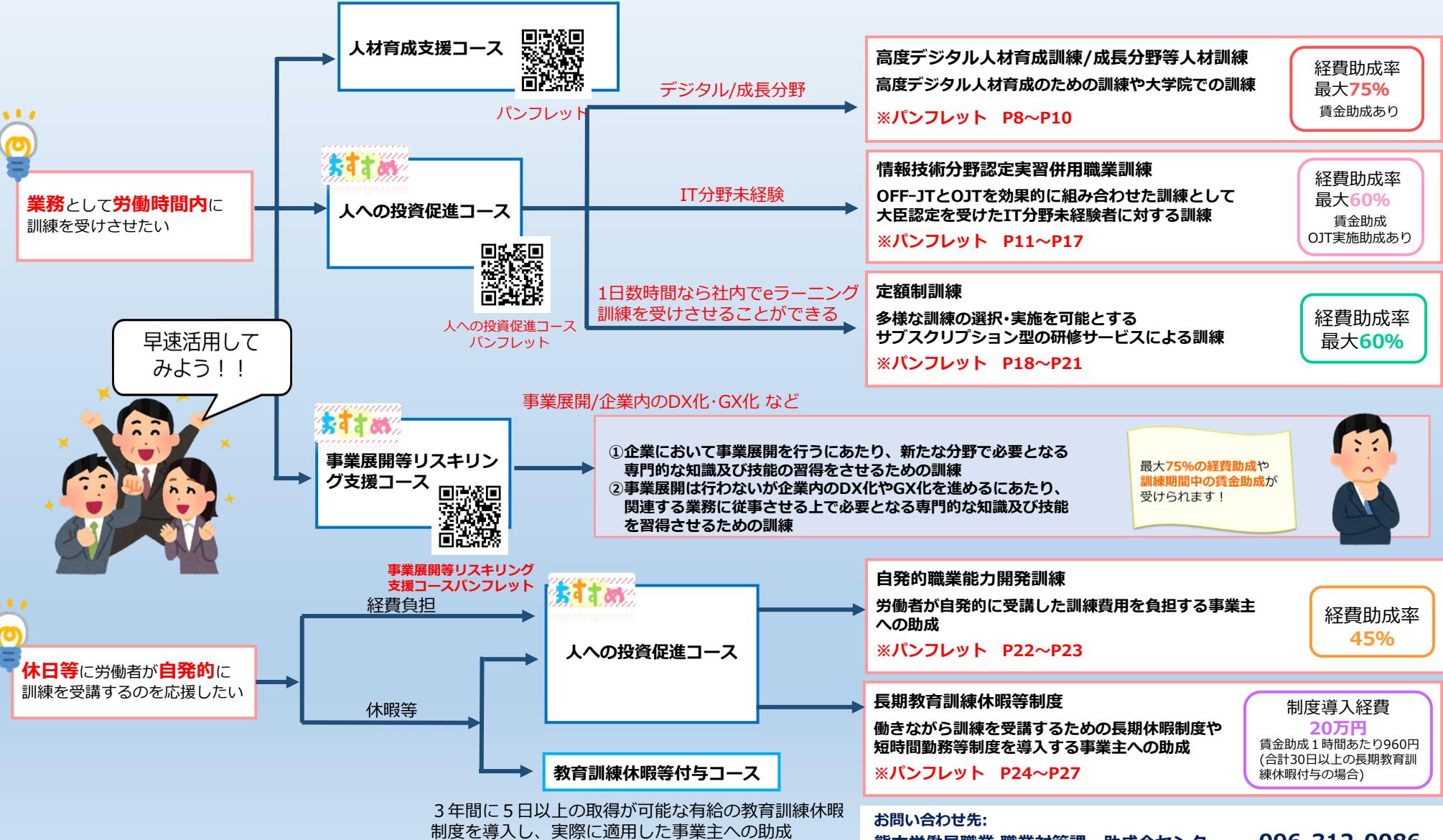
約70名の従業員に対し個別面談を行い、社会保険加入希望者の労働時間を延長した。

本助成金を活用した事業主の声

フルタイムで働く人が増え、1日の勤務時間を延長したり、日数を増やして働く人などが増えたことで、人手不足の解消につながった。

従業員の人材育成、スキルアップに人材開発支援助成金をご活用ください

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



人材開発支援助成金 熊本県内の活用事例について

人材開発支援助成金とは

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金です。事業主が労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせたための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

【令和6年度熊本労働局の実績】
支給決定件数800 件

事業展開等リスクリング支援コース

会社概要

中小企業（卸売・小売・製造業）



従業員数：12名

事業内容：酒類卸売・小売・製造業

助成金を活用するに至った背景事情

製造部門において、今まで手書きで記録をしていたが、センサーによるデジタルデータとして取得し分析の効率化を図りたいと思っていたところ、研修の案内を大学から受けた。費用面でも助成金を利用しようと思った。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

IOT技術を習得させ、製造部門の職員に製造でのデジタル活用化を図る。

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：製造業のためのDXリスクリング講習
- 訓練時間：22時間
- 訓練内容：現場のデジタル化推進を目的とし、デジタル計測・自動記録等の導入のため、座学と実践を学ぶ。

助成金のコース

事業展開等リスクリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額
<OFF-JT> ※()内は中小企業以外
経費助成 75%(60%)
賃金助成 1,000円(500円)/h

助成金の額（1人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

1 製造業のためのDXリスクリング講座：
90,000円
2 訓練時間に対する賃金助成：22時間
(中小企業：1,000円/h)

支給額

<OFF-JT>
1 経費助成：**67,500円** (90,000円×75%)
2 賃金助成：**22,000円** (22h×1,000円)
支給総額 89,500円 (100円未満切り捨て)

訓練の効果

製造部門の職員に実務的なセンサーの作成や自動記録によるデータ収集などを受講して、今後の業務にデジタル計測を導入することができ作業の効率化を図ることができる。

今後の展開

食品の温度管理を休みの日も会社に行き確認していたが、今後は、携帯にエラー通知ができるようにし、職員の負担を軽減していきたい。

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業（医療法人）



従業員数：170名

事業内容：医療・福祉

助成金を活用するに至った背景事情

医療人として学びたい、スキルを高めたいとの職員の声を形にすることで個人のレベルアップ医療・福祉施設としての質を上げていきたいと思った。

人材育成上の課題

人手不足のため従業員の研修をする時間が思うようにとれず、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となつた

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：介護・看護・医療系研修受け放題講座
- 受講料等
基本料金 150アカウント 19,800円/月
+追加オプション 10,000円/月

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額
<OFF-JT> ※()内は中小企業以外
経費助成 **60% (45%)**

助成金の額

助成金の対象となる経費

介護・看護・医療系研修受け放題講座
357,600円/年間

支給額

<OFF-JT> ※()内は中小企業以外
経費助成：**357,600円**
受講料等×60% (45%)
支給総額 214,500円
(160,900円)
(100円未満切り捨て)

訓練の効果

定額制訓練を活用することで看護、介護、他の職種、院内全体研修を中心に医療安全、感染対策、倫理、非常時対応などすべてのものを知っておくべき事項が学べた。

今後の展開

部門に特化した訓練で、スキルアップを図りたい。

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金センター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

⑤賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先 日本政策金融公庫 0120-154-505

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。



2. 生産性向上に関する支援

⑥固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- ・先端設備等導入計画の作成等について
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- ・税制について
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑧中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といつといわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



⑦中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑨中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660 (9:30～17:30／月曜～金曜
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑩中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP電話等からのお問い合わせ)

貢上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑪ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金

⑫サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑬事業承継・M&A補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
- ・事業承継促進枠 050-3192-6274
- ・PMI推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A後のPMIにかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

⑭小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ・商工会の管轄地域で事業を営む方
- ・商工会地区事務局 問合せ先はURL参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ・商工会議所の管轄地域で事業を営む方
- ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



商工会議所地区

⑮下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑯パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- ・「宣言」の内容について
- ・中小企業庁企画課 03-3501-1669
- ・「宣言」の提出・掲載について
- (公財)全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑰労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取り引価格に適切に転嫁し、中小企業が貢上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



⑲官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

【参考1】

4. 資金繰りに関する支援

㉚セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉛地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉜人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉝特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

㉞小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区的商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

㉞人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

㉙建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行なう場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉚早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



㉙産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

6. 相談窓口

㉚よろず支援拠点

問い合わせ先

- ・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉛働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

- ・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。ぜひご活用ください。

㉜働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



【参考2】労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1・2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが異なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

発注者・受注者双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

- 公正取引委員会ホームページ
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



- 説明動画
(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら (PDF: 878KB)
別添《価格交渉の申込み様式(例)》はこちら
全国ブロック説明会用資料はこちら
説明動画はこちら

「説明動画はこちら」をクリック

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である。

令和5年11月29日
内閣官房
公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

(説明動画)



本指針の説明は、約20分(1分42秒)

から22分50秒まで)です。是非、社内研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点は、公正取引委員会までお問い合わせください(03-3581-3378)。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件① 教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	15 %
+ 5 %（新設）	20 %
+ 7 %（新設）	25 %

前年度比 + 10 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	25 %

前年度比 + 10 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は
従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	15 %
+ 2. 5 %	30 %

前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を
10 %上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越し**が可能※6（新設）
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

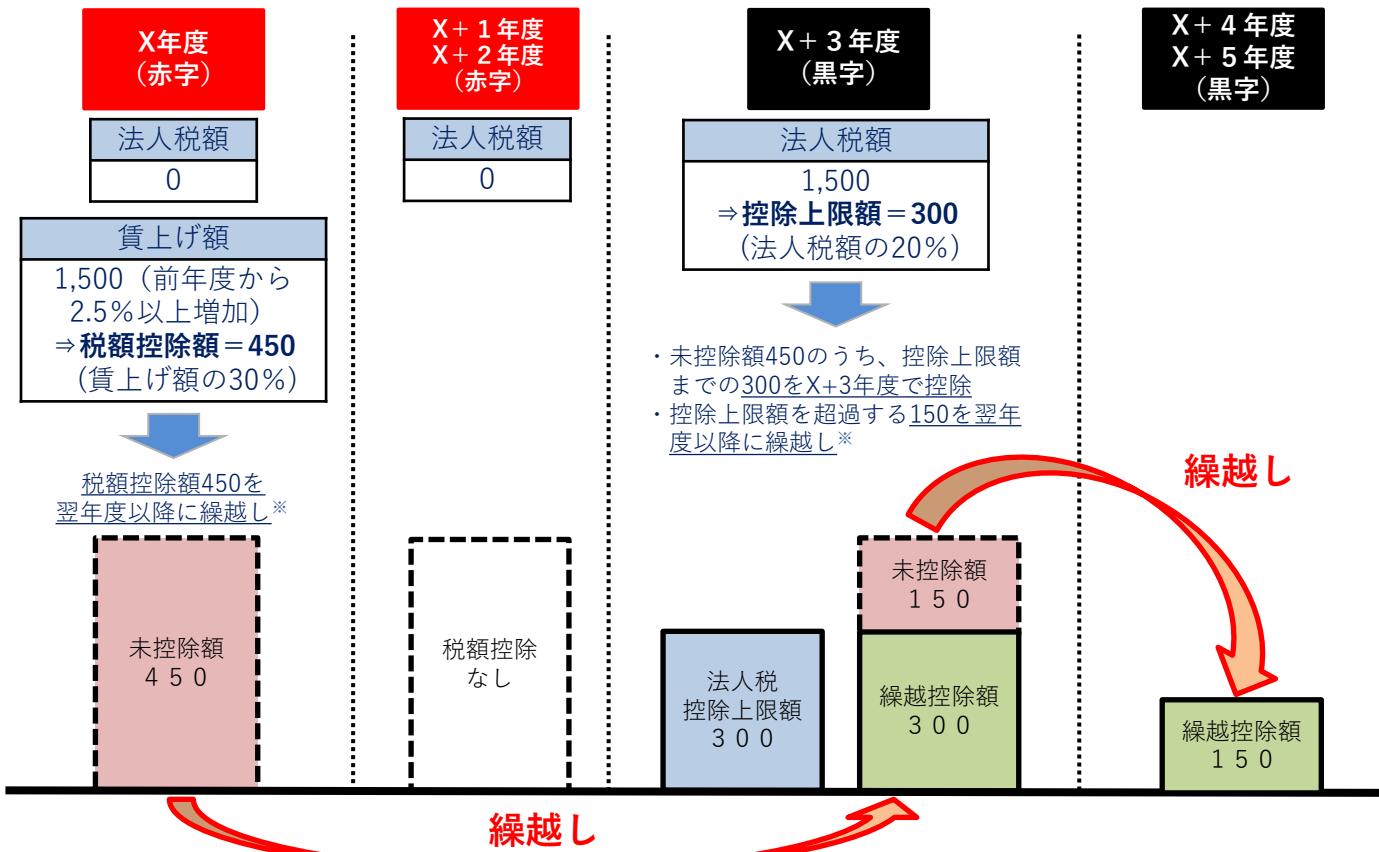
※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業向け
中堅企業向け
中小企業向け
はこちら



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

・継続雇用者の給与等支給額【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

・子育てとの両立・女性活躍支援

「プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。」

→

→

・中小企業者等【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

県の支援策

中小・小規模事業者生産性・売上向上後押し事業補助金

【補助内容】

国または県の補助事業に係る補助対象経費（生産性向上に要する経費）のうち、自己負担額を1/10まで軽減できるよう、上乗せ補助します（上限あり）。

【補助対象者】

熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者（法人・個人）であって、次の①～③を全て満たす者

① 国または県の補助事業を活用した

（令和6年5月23日以降に、県が指定する国または県の補助金の採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること）

② 全従業員の賃金を引き上げた

（令和6年8月9日以降に、令和6年度の熊本県最低賃金を超える額※（時間額953円以上）に引き上げていること）

③ パートナーシップ構築宣言を行った

（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録していること）

【補助上限額】

1件につき200万円



【申請期間】

令和7年4月30日(水)から令和8年1月30日(金)※まで

※予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

詳細はこちら

(熊本県ホームページ)

熊本県生産性向上緊急支援資金

【支援内容】

物価高や人手不足等の経営課題に対応するために生産性向上や事業発展等に取り組む事業者の資金繰りを支援します。

【資金概要】

・融資限度額 1企業8,000万円、1組合1億円

・融資期間 1年以上10年以内

（据置期間 運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）

・融資利率 7年以内 年2.10%以内 7年超 年2.25%以内

・保証料率 0.23%～1.43% ※県補助後



【問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 金融班：096-333-2314

詳細はこちら

(熊本県ホームページ)

シンカ企業創出推進事業

【支援内容】

中堅企業を目指し成長を志向する企業の稼ぐ力の向上に向け、成長を志向する経営者への経営戦略支援、DX・GXをはじめとした実装等について支援します。

(1) 経営戦略推進事業

県内企業の経営者をプッシュ型で訪問、DX・GXによる経営戦略支援

(2) 実装支援チーム派遣事業

企業の課題に応じた業務プロセス見直しや省力化検討について伴走支援

(3) シンカ企業創出推進事業補助金

DX・GXによる企業成長のための投資に対する支援(上限額5百万円・1/2補助)

※令和7年度の募集は終了

【対象者】

中小企業（製造業）

【問い合わせ先】

熊本県産業支援課 企業振興班：096-333-2319

賃金引き上げ特設ページ



メニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた取り組み事例

賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取組内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。

[事例一覧へ](#)

MENU2

地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索

賃金引き上げの参考となる平均的な賃金額を検索できるページです。都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。

[賃金検索へ](#)

MENU3

賃金引き上げに向けた政府の支援情報

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をまとめたページです。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。

[支援情報一覧へ](#)

PICK UP

労働生産性の向上等による

賃金引き上げの取り組みなど調査等情報

成長と分配の好循環に向けて、労働生産性の向上や付加価値化・新規販路開拓等により、積極的な賃金引き上げに繋げている取組事例を、労使交渉・協議（春闘）の動向レポートなどとともに紹介しています。

[詳細へ](#)

INFORMATION

賃金制度等に関する情報（リンク集）

同一労働同一賃金、配偶者手当の在り方に関する情報など、賃金制度等に関する情報や各種関連情報リンクをご案内しています。

[詳細へ](#)

賃金引き上げに関する支援情報

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をまとめたページです。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

厚生労働省・中小企業庁による賃上げに取り組む経営者の皆様へ

各都道府県の賃金引上げ支援施策について

各都道府県の賃金引上げ施策をまとめて掲載しています。支援施策の詳細は各都道府県にお問合せ下さい。



各都道府県の賃金引上げ支援施策

事業主の皆様へ

賃金引き上げ特設ページを開設！

詳しくはこちる
厚生労働省

賃金引き上げ特設
ページはこちる



魅力ある職場と
生産性向上↑

中小企業・小規模事業者の皆様へ “働き方改革”は進んでいますか？

令和7年度 厚生労働省委託事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 受託者：全国社会保険労務士会連合会

熊本働き方改革推進支援センター

事業主の皆様を
無料で支援します！



©2010 熊本県くまモン#K37702

ワン・ストップ 社会保険労務士等の専門家による 無料相談

無料

窓口相談支援

来所・電話・メールによる相談に対応します

無料

コンサルティング

事業主（会社）を訪問して支援します

無料

セミナー

業種団体の会員等向けに開催
または講師を派遣します



©2010 熊本県くまモン#K37702

- 例えば
- 残業を減らしたい
 - 36協定の作り方を知りたい
 - 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
 - 同一労働同一賃金への対応はどうすればよいか
 - 就業規則を見直したい
 - 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
 - 従業員が定着せず、人手不足で困っている
 - テレワークへの対応はどうすればよいか
 - 助成金を利用したいが、使い方が分からず

※ほかにも いろいろな課題に対応！



中小企業・小規模事業者のための 熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041
熊本市中央区細工町4-30-1扇寿ビル5階 熊本県社会保険労務士会内

TEL 0120-041-124 FAX 096-223-6465

メールアドレス kumamoto@workstylereform.net

熊本センターウェブサイト（ご相談・お問い合わせフォームもこちらから）



裏面は「相談申込書」です。FAXまたはE-mailでお送りください。電話もOKです。

熊本働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応する

ワンストップ相談窓口

社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの
労務管理上の相談に対応



©2010 熊本県くまモン#K37702

相談無料

秘密厳守です

相談申込書

電話で

下の項目についてお伝えください **0120-041-124**
フリーダイヤル

FAXで

下の項目にご記入ください **096-223-6465**

フォームはこちら

E-mailで

下の項目にご記入ください **kumamoto@workstylereform.net**

フォームで

右記二次元コードでウェブサイトにアクセス。フォームに入力の上、ご送信ください



会社名または 事業所名	申込日 年 月 日		
ご担当者名	部署・役職名		
ご連絡先	所在地	〒 -	
	電話	() -	-
	E-mail	@	
お問い合わせまたは コンサルティングを 希望される場合の 相談内容 <small>(優先度の高い項目 3つまでチェック)</small>	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応、36協定の結び方 <input type="checkbox"/> テレワークの実施 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理 <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応 <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進 <input type="checkbox"/> 人手不足対策・従業員の採用・定着対策 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること <input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法 <input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度の見直し <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 最低賃金引上げへの対応 <input type="checkbox"/> その他		
セミナー	<input type="checkbox"/> 開催 • <input type="checkbox"/> 講師派遣 希望するテーマ		

その他自由記入 ※具体的な相談内容や相談希望日などがあれば記入してください。



中小企業の経営者を「一人にしない」
国が設置した無料の経営相談所

年間50万件以上
の相談対応

満足度
90%以上



どんな相談もワンストップで解決。

回数無制限 無料で相談

あらゆる経営課題へ対応

中小企業・小規模事業者の皆さまが直面し、
変化していく様々な経営課題の相談に応じます。

専門性の高い経営アドバイス

経営、金融、マーケティングなど、
多様な分野の専門家や、企業経営の経験者が
在籍しています。

相談から実行までフォロー

解決策の提案だけでなく、その実行に向けて
継続的にフォローします。課題解決後も、
新たな課題や目標に向けて継続して支援を行います。

他の支援機関との連携による支援

相談内容や経営課題に応じて、
地域の他の支援機関等と連携して支援を行います。

質問・相談・予約は、
お近くの“よろず支援拠点”まで、お気軽にお問い合わせください。

今すぐ
相談！

よろず支援拠点を 知る

よろず支援拠点全国本部 HP
<https://yorozu.smrj.go.jp/about/>



お近くの拠点を 調べる

よろず支援拠点一覧
<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>



よろず支援拠点一覧

拠点名	住所	設置機関	相談電話番号
北海道 北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 9F	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407
東 北 青森県よろず支援拠点	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル 7階	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-721-3787
	岩手県よろず支援拠点	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター 2階	(公財)いわて産業振興センター 019-631-3826
	宮城県よろず支援拠点	仙台市青葉区上杉1-16-8 プロスペール本田 3F	宮城県商工会連合会 022-393-8044
	秋田県よろず支援拠点	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎 2階	(公財)あきた企業活性化センター 018-860-5605
	山形県よろず支援拠点	山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター 2F	(公財)やまがた産業支援機構 023-647-0708
	福島県よろず支援拠点	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 4階 403号室	(公財)福島県産業振興センター 024-954-4161
関 東 茨城県よろず支援拠点	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 9階	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5339
	栃木県よろず支援拠点	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	(公財)栃木県産業振興センター 028-670-2618
	群馬県よろず支援拠点	前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター 1階	(公財)群馬県産業支援機構 027-265-5016
	埼玉県よろず支援拠点	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックスシティビル 10階	(公財)埼玉県産業振興公社 0120-973-248
	千葉県よろず支援拠点	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト 23F	(公財)千葉県産業振興センター 043-299-2921
	東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6 共栄火災ビル 1階	(一社)東京都信用金庫協会 03-6205-4728
	神奈川県よろず支援拠点	横浜市中区尾上町5-80	(公財)神奈川産業振興センター 045-633-5071
	新潟県よろず支援拠点	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル 10階	(公財)にいがた産業創造機構 025-246-0058
	山梨県よろず支援拠点	甲府市南口町7-20	(公財)やまなし産業支援機構 055-288-8400
	長野県よろず支援拠点	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター 3階	(公財)長野県産業振興機構 026-227-5875
	静岡県よろず支援拠点	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビルディング 6階	静岡商工会議所 054-253-5117
中 部 愛知県よろず支援拠点	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 ウインクあいち 14階	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3188
	岐阜県よろず支援拠点	岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館 10階(県民ふれあい会館)	(公財)岐阜県産業経済振興センター 058-277-1088
	三重県よろず支援拠点	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル 5階	(公財)三重県産業支援センター 059-228-3326
	富山県よろず支援拠点	富山市高田527 情報ビル 1階	(公財)富山県新世紀産業機構 076-444-5605
	石川県よろず支援拠点	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館 1階	(公財)石川県産業創出支援機構 076-267-6711
近畿 福井県よろず支援拠点	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 福井県産業情報センタービル 3階	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7402
	滋賀県よろず支援拠点	大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階	(公財)滋賀県産業支援プラザ 077-511-1425
	京都府よろず支援拠点	京都市下京区中堂寺南町134	(公財)京都産業21 075-315-1055
	大阪府よろず支援拠点	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館 2階	(公財)大阪産業局 06-4708-7045
	兵庫県よろず支援拠点	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター 1階	(公財)ひょうご産業活性化センター 078-977-9085
	奈良県よろず支援拠点	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	(公財)奈良県地域産業振興センター 0742-81-3840
	和歌山县よろず支援拠点	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ 6階	(公財)わかやま産業振興財団 073-433-3100
中 国 鳥取県よろず支援拠点	鳥取市湖山町東4丁目100番地	鳥取県商工会連合会	0857-31-6851
	島根県よろず支援拠点	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	(公財)しまね産業振興財団 0852-60-5103
	岡山県よろず支援拠点	岡山市北区磨屋町3-10 (クリエイティブコワーキングスペースTOGITOGI内)	(公財)岡山県産業振興財団 086-206-2180
	広島県よろず支援拠点	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ 1階	(公財)ひろしま産業振興機構 082-240-7706
	山口県よろず支援拠点	山口市小郡令和1丁目1-1 山口市産業交流拠点施設 4階	(公財)やまぐち産業振興財団 083-902-5959
四 国 徳島県よろず支援拠点	徳島市南末広町5番8-8 徳島経済産業会館 2階	(公財)とくしま産業振興機構	088-676-4625
	香川県よろず支援拠点	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2階	(公財)かがわ産業支援財団 087-868-6090
	愛媛県よろず支援拠点	松山市久米窪田町487番地2 テクノプラザ愛媛別館内	(公財)えひめ産業振興財団 089-960-1131
	高知県よろず支援拠点	高知市布師田3992番地2 高知県中小企業会館 5階	(公財)高知県産業振興センター 088-846-0175
九 州 福岡県よろず支援拠点	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル 6階	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-7809
	佐賀県よろず支援拠点	佐賀市鍋島町八戸溝114番地	(公財)佐賀県産業振興機構 0952-34-4433
	長崎県よろず支援拠点	長崎市桜町4-1 長崎商工会館 9階	長崎県商工会連合会 095-828-1462
	熊本県よろず支援拠点	上益城郡益城町田原2081-10	(公財)くまもと産業支援財団 096-286-3355
	大分県よろず支援拠点	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	(公財)大分県産業創造機構 097-537-2837
	宮崎県よろず支援拠点	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎県工業技術センター 2階(宮崎テクノリサーチパーク内)	(公財)宮崎県産業振興機構 0985-74-0786
	鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県中小企業会館 4階	(公財)かごしま産業支援センター 099-219-3740
沖縄 沖縄県よろず支援拠点	那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター 4階	(公財)沖縄県産業振興公社	098-851-8460

よろず支援拠点全国本部 (独)中小企業基盤整備機構

どんな小さな想いでもご相談ください。対話の中で解決へのヒントを見つけ、ご相談に応じて実現可能な解決策をご提案します。

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

熊本県 最低賃金

令和8年
1月1日から
時間額

1,034 UP 82円 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

[最低賃金 特設サイト](#) [検索](#)

最低賃金に関する
お問い合わせは
熊本労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



[熊本労働局](#) [検索](#)

賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



[賃金引上げ特設ページ](#) [検索](#)

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成

